

日本版フェアユースの意義の再検討と今後の展望について

佐藤 慎也

日本の著作権法は、個別の具体的な著作権の権利制限規定を定めている。しかし、近年、個別の権利制限規定では、将来的に具体的に想定されていない著作物の利用に対応ができないことや、現在、実際に行われている著作物の利用の中でも、個別の権利制限規定で規定されている利用以外は、著作権を形式的に侵害してしまっていることなどの問題点が挙げられている。そこで、多様化する著作物の利用に対し、柔軟な対応をすることができるアメリカのフェアユース規定などを参考とした一般的な権利制限規定を導入すべきという議論がなされてきた。知的財産推進計画 2009 において、日本版フェアユースを導入する方針が固められ、2011 年には、文化庁の著作権分科会法制問題小委員会による報告書の中で、三類型を対象とする権利制限規定の一般規定を導入すべきであるとまとめられた。しかし、それを受けて行われた、平成 24 年の著作権法改正では個別の権利制限規定の新設という内容に留まり、日本版フェアユース導入は失敗に終わったと言われている。そのような中で、2016 年に次世代知財システム検討委員会が出した報告書の中では、もう一度柔軟な権利制限規定の導入に向けた法改正を検討すべきであるとの見解が発表され、実際に法制化に向けた動きが進んでいる。

そこで本論文では、再度一般的な権利制限規定を導入する意義を確認し、前回導入の失敗に終わったことに鑑みて、実現可能性が高い一般的な権利制限規定のあり方を検討することを目的とした。日本での受け入れられやすさを考慮すると、上野達弘が述べていた「受け皿規定」のような、個別の権利制限規定を中心とし、その隙間の部分を中心に扱うような控えめな一般規定が望ましいと考える。また、どのような利用に関して、権利を制限するのかの判断基準として、少なくとも「著作物の性質」「使用の目的及び性質」の 2 点を考慮すべきとし、「使用の目的及び性質」の中でも、インターネット、デジタル技術に関する著作物の利用については、「使用の目的及び性質」において考慮すべき旨を条文に盛り込むべきであるとした。インターネットやデジタル技術の発達により、著作物利用が容易になり、多様な利用可能性がありうることを考えると、インターネット、デジタル技術に係る著作物利用は、制限規定の適用を肯定する方向で考慮すべきであり、そのような柔軟な解釈を可能とする考慮要素が必要であると考えたためである。

本論文中では、現実的に日本の著作権法への導入可能性を意識した内容の規定を提唱したが、一般的な権利制限規定をどのように規定するかについては様々な可能性があり、権利者やユーザーの間の利害の対立もある。様々な視点や角度、分野からこの問題に対し議論を重ねていくことで、実際の導入の際に生かされると考え、本論文もそのひとつの提案となれば幸いであり、今後も多くの議論が行われることを期待する。

(指導教員 村井麻衣子)